

新婚夫婦世帯・若者夫婦世帯・ 子育て世帯向け

入居者随時募集要項

自然豊かで、何かとちょうどいい毛呂山町に住んでみませんか？

※町外にお住いの世帯が対象

【子育て世帯】 18歳未満の子がいる世帯

【若者夫婦世帯】 39歳以下の夫婦世帯

※町内外は問いません

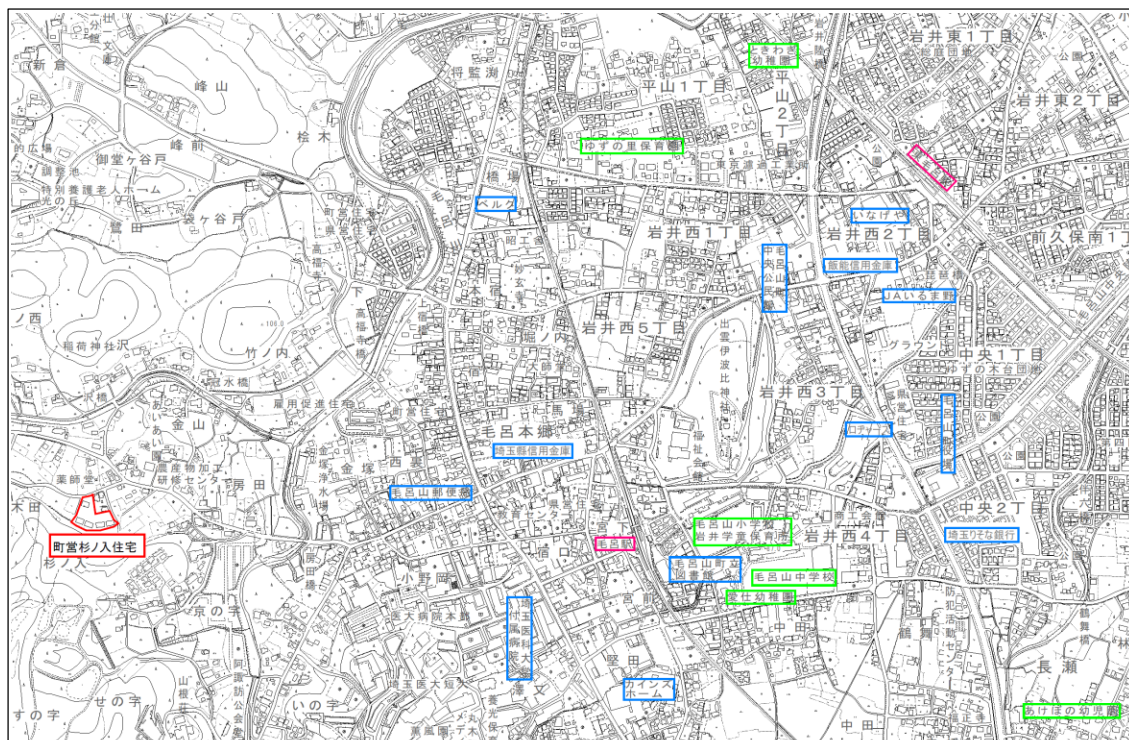
【新婚夫婦世帯】婚約中で住まいをお探しのカップル

少子高齢化が進むなかで、毛呂山町外にお住いの「子育て世帯・若者夫婦世帯のみなさま」、新婚夫婦が毛呂山町に定住し結婚や子育てをしたいと思っていただけるよう、比較的に間取りに余裕があり、低廉な家賃で入居できる町営住宅をご案内します。

本冊子は、入居資格や家賃などをお知らせするとともに、入居前に事前に知っておいていただきたいことなどをまとめた資料となっております。

1 募集する町営住宅の概要等

(1) 位置図



○名称:毛呂山町営 杉ノ入団地

○住所:埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ入237番地1

(2) 外観



(3)配置図



(4)募集世帯数 5 世帯

※募集中の空き住戸は、別紙1「子育て世帯・若者夫婦世帯等向け募集住戸一覧」をご覧ください。

※最新の空き状況、間取り等、詳細は管財課までご照会ください

(5)設備等

室名等	概 要
①脱衣所	洗濯機パン有り
②電気	最大40A(東京電力と契約してください) その他:インターホン有り。
③水道	受水槽より給水
④ガス	○種別:集中プロパンガス ○各自負担品:ガス台、ガス検知器
⑤電話	○端子取付(各自契約)
⑥インターネット	○各自契約(工事)が必要となります。
⑦テレビ	○ゆずの里ケーブルテレビ ・地上デジタル ・BS/CS ゆずの里ケーブルテレビと契約してください
⑧換気設備	排気:キッチン、トイレ、浴室
⑨その他	エアコン設置は自費工事、各部屋の照明は各自負担

2 申込資格

入居申し込み時点で、以下の資格要件をすべて満たすことが必要です。

NO	入居資格要件
1	世帯の状況が、以下のア、イ又はウの要件を満たす方 ア 夫婦のみで構成される世帯であり、かつ夫婦の双方の年齢が39歳以下であること。 イ 申し込み期間の開始日において婚約中であり、かつ住宅の引き渡し日までに婚姻の届出を行う予定の夫婦のみで構成される世帯であり、かつ夫婦の双方の年齢が39歳以下であること。 ウ 同居する18歳未満の子を扶養する者であること。 ※注意:許可期間は、1年以内となります。(毎年更新・更新日:4月1日)。入居後に資格要件を失った場合、許可期間満了までに退去手続きをして頂きます。
2	1-ア、ウの場合は、初回の入居手続時点で、毛呂山町以外に住所登録されている世帯であること。
3	市町村税の滞納等がないこと。 ※分納中の方は申し込みできません。同居予定者も含みます。
4	過去に公営住宅等に入居したことのある方は、現在その時の家賃等の未納がないこと。
5	本人又は同居者に、過去10年以内に公営住宅等を退去させられたことがないこと。また、毛呂山町営住宅の入居決定後に辞退した者がいないこと。
6	入居の際、家賃及び駐車場使用料を納入し、緊急連絡先となられる方が得られること。 ※緊急連絡先の方の条件について ・市町村税を滞納していない方、かつ、住民税・固定資産税の両方もしくは一方が課税されている方。 ・過去10年以内に公営住宅を退去させられたことがない方。
7	別紙2に示す除外要件に該当しない方。
8	別に定める「毛呂山町町営住宅等入居に関する誓約事項」について順守することを誓約できる方。 ※毛呂山町町営住宅等入居に関する誓約事項より一部抜粋(全体版は入居時に提示します)。 ・家賃は定められた納期限内に必ず納めること。 ・動物類(犬、猫、鳥、その他)の飼育は禁止(一時的な預かり等も含む)。 ・入居者の構成に変更が生じた際は必ず管財課に届け出ること。 ・他人に迷惑をかける行為は禁止(特に騒音は建物の構造上、生活音が響くことがあるので、常識の範囲内で生活されるようお願いします)。

3 募集する空き住戸

別紙、「子育て・若者夫婦世帯等向け住宅募集一覧表」をご覧ください。

4 入居許可期間

(1)許可期間:原則1年以内となります。

(毎年、更新手続(更新日:4月1日)が必要となります。)

(2)更新手続:資格要件を失うまでの間は、許可期間の更新が可能です。

退居して頂く場合の例

○子がない世帯の場合、夫婦の何れかの年齢が満39歳を超えた場合

○子がいる世帯の場合:同居する全ての子が18歳を迎えた場合

5 申し込み手続き

(1)事前相談

○別添の「町営住宅目的外使用に係る事前相談票」に必要事項を記入の上、管財課あてにご持参していただくようお願いいたします。

※事前相談後、内覧のご希望があれば、日程調整のうえ承ります。

(2)申込受付申請(本申請)

○場所:毛呂山町役場 5 階 管財課(埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地)

※申込書(HP より DL 可能、窓口でも配布しております)はご持参していただくようお願いいたします。郵送や電子メール等での申し込みはできません。

○時間:午前8時30分から正午まで、午後 1 時から午後5時15分まで
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)

○必要書類

① 町営住宅入居申込書

② 世帯全員の住民票・・・「世帯全員」と証明され、かつ続柄の記載のあるもの

③ 所得の証明書・・・中学生以下の方を除いて、全員分が必要です。

・所得のある方:最新の課税(所得)証明書

・所得のない方:最新の非課税証明書

④ 税の納税証明書(最新年度のもの)

⑤ その他(該当する方のみ添付必要な書類)

・ 現在、婚約中の方・・・婚約証明書 入居日までに婚姻届けを提出してください

(3)申込期間 随時受付をしています。 ※本申請前に事前相談をしてください。

(4)入居予定者決定方法

○申込資格及び必要書類が整った方から先着順に入居者を決定します。

○入居希望者数が、予定入居戸数を超えた場合は、受付を終了いたします。

※決定通知後に辞退した場合は、以後の申込が出来なくなりますのでご注意願います。

6 部屋・間取りについて

別紙1「子育て・若者夫婦世帯向け住宅募集一覧表」をご覧ください。

7 駐車場使用料について

1 区画当たり 月額2,000円(1世帯当たり最大1区画まで使用可)

※長さ 5.0m、幅 2.5mを超える車両については駐車できません。

8 入居にあたっての注意事項等

(1)敷金及び保証人について

①敷金は、家賃の3ヶ月分を入居する前に納入して頂きます。

②入居の際、連帯保証人が必要です。また連帯保証人は緊急連絡先を兼ねて頂きます。

(2)家賃の支払いについて

①家賃は原則として、口座振替により納入して頂きます。

②家賃の口座振替日は、毎月27日です。(振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。)

(3)令和7年度以降の家賃算定について

①収入申告書を毎年提出し、この収入に基づき翌年の家賃が決まります。

※家賃の上限は、月額 45,000 円としています。

(4)入居者の費用負担について

①入居者には家賃のほかに、団地で共同利用する施設等の費用(共益費)を負担していただきます。

※別途、共益費(月額:2,000~3,500円程度)の負担が必要です。

②電気・ガス・水道の使用料、有線テレビジョン放送の受信料、共用施設等の使用又は維持運営に要する費用(共益費)等は入居者負担となります。

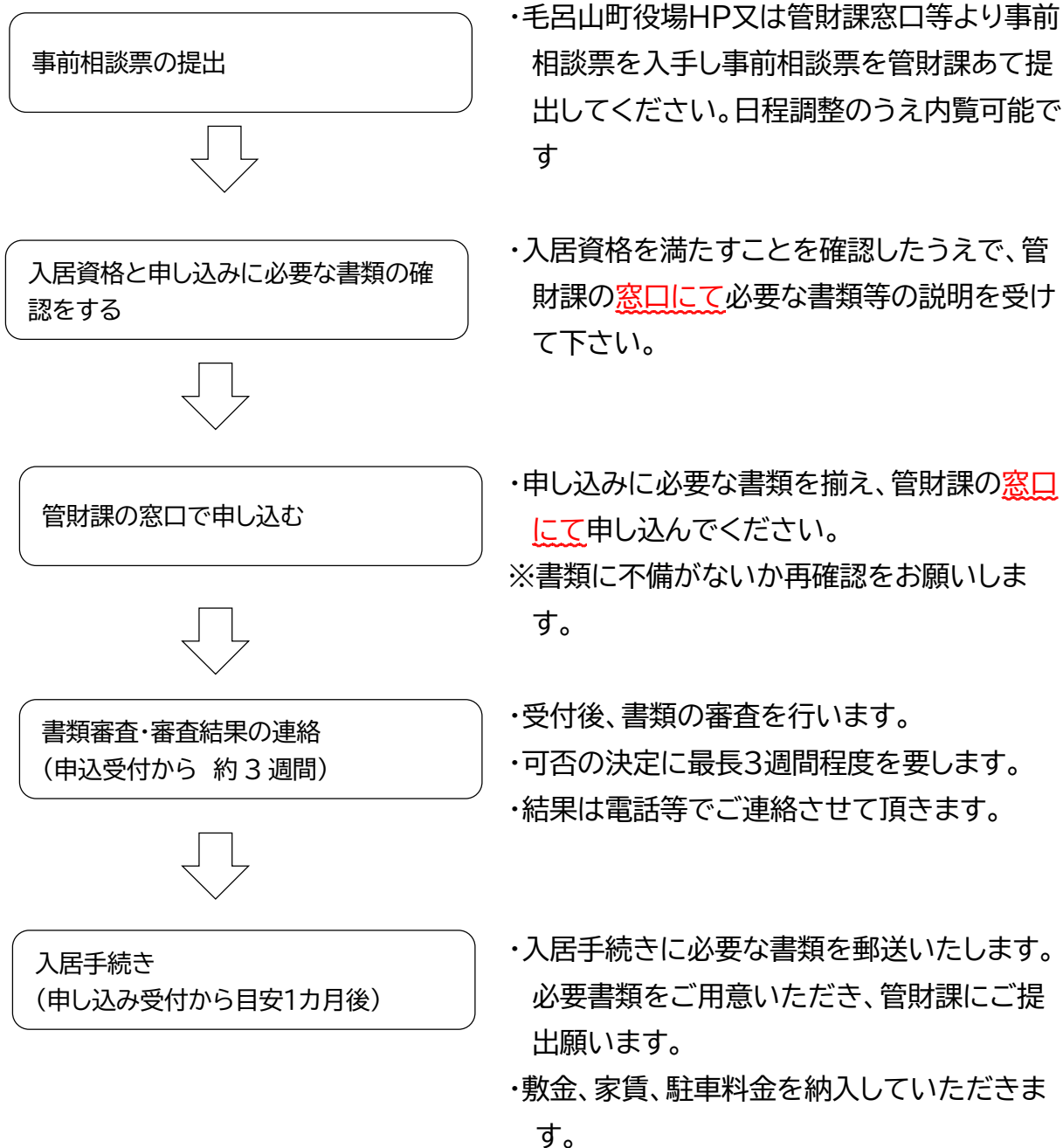
(5)設備について

- ①湯沸器、ガスレンジ、照明器具、エアコンは付いておりません。
- ②住宅内では、犬、猫などの動物飼育はできません。

(6)その他

- ①その他事項は、毛呂山町営住宅管理条例及び毛呂山町営住宅管理条例施行規則に準ずるものとします。
- ②その他、団地内のコミュニティ活動への参加があります。

9 入居申し込みから入居までのスケジュール



10 退居について

- ・退去する際は、敷金の返却はしません。畳の表替え、襖の張り替え、鍵の交換、部屋のクリーニング代等の費用に充てさせていただきます。
- ・退去の際は、15 日前までに管財課へ届け出てください。

11 本要項に関するお問合せ先

毛呂山町役場 管財課 管財係(庁舎5階)

○電話 049-295-2112(内線 541・542)

○E-MAIL kanzai@town.moroyama.lg.jp

※お気軽にお問合せ下さい。